

広島県告示第二百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十一条第一項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十八年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
大倉歯科医院	三次市南畑敷町一四〇番地の五	平成二十七年一〇月一日
内科豊田医院	東広島市豊栄町鍛冶屋八四四―一	平成二十七年一〇月一日